

平成 23 年度事業計画

公益社団法人 薬剤師認定制度認証機構

1. 事業概要

薬剤師の専門職能を向上させるために行われる生涯学習の質を高め、わが国地域社会の保健・医療の向上と、公衆衛生の進展に貢献することを最終目的として、当機構は、平成 22 年 7 月に公益社団法人の認定を受けた。¹⁾

近年の薬剤師業務に対する社会的要求と期待の高まりを受けて、薬剤師業務への信頼獲得と、業務領域の拡充開拓が急務となって来た。そしてその成否は「人づくり」に懸かっており、生涯学習の質の確保はますます重要となる。

現在、各種の生涯学習が自主的に実施されている。それら各種の生涯学習とその成果認定の制度について、第三者評価に必要な基準等を設定し、申請に応じて、基準に適合する制度を認証するのが、当機構の設立以来の一貫した事業である。

今後も公益社団法人として、正しい目的意識と国際感覚のもと、「非営利」と「公開」という公益性の基本に則り、事業内容と事業実施条件の公益性を確保しつつ所期の目的を達成するために事業を展開する。すなわち、関係法令や諸規程に準拠し、組織や執行体制の改善・拡充、並びに認証を受けた機関のフォローアップ等に、必要で適切な方策を実施する。そして、適正な研修・認定制度の体制整備、ならびに質の高い生涯学習実施機関の育成・認証の努力を続けたい。

2. 会議関連事項

1) 理事会

第 1 回理事会：平成 23 年 5 月 20 日（金）。

平成 22 年度事業報告・決算報告、役員改選その他、社員総会提出議案の作成。

第 2 回以降：定款に定める定例理事会（年間 2 回）のほか、臨時理事会（役員改選に伴う機関審議、認証申請に関わる審議等）を含め 3 か月に 1 回を計画。一部定款第 30 条 2 項の適用を含む。

2) 社員総会

定例社員総会：平成 23 年 6 月中旬を予定。

3) 平成 23 年度薬剤師認定制度委員連絡会：平成年 12 月 16 日（金）を予定。

4) 認証生涯研修実施機関協議会（年 2 回、世話人持ち回り）の後援。

3. 事業関連事項

1) 評価基準及びその改善、普及に関連する事業

薬剤師の生涯研修・認定制度に関して、質的評価を行うための基準の見直しや、チェックリスト及び指針（ガイドライン）の改善等を行う。

生涯学習を実施するための制度には、薬剤師専門職能全体の向上を目指す「生涯研修認定制度」と並んで、特定の専門領域に関する高度の職能を認定する「特定（専門）領域認定制度」があり、今後は特に後者の拡充強化に努める必要がある。

当機構では、すでに昨年 11 月に、薬剤師認定制度委員会において「特定（専門）領域認定制度の認証申請書の評価方針」を作成しホームページに公表した。それに基づき、昨年度 2 件の「特定（専門）領域認定薬剤師制度」の認証申請の評価を行ったが、さらに専門分野や専門学会からの申請を評価するために、時代の進歩と社会からの要請に対応して、評価基準やチェックリスト等を見直すべく、常時検討を行う。

2) 各種認定制度を評価し、認証する事業

薬剤師に対する各種の生涯学習制度を実施している機関からの認証申請に応じて、「認証事業実施要項」に基づき、薬剤師認定制度委員会で評価し、基準に適合する制度を認証し、公表する。

22 年度までに認証した 17 の制度²⁾(生涯研修認定制度 14 件【G01～014】、特定領域認定制度 2 件【P01, 02】、その他の制度 1 件【E01】)に加えて、本年度はさらに数件の新規申請が見込まれている。

3) 既認証の制度について、認証の更新を行う事業

薬剤師生涯研修認定制度の認証は、初回 3 年後、以後 6 年毎に更新を受ける必要がある。平成 23 年度内に、3 件（G08、G09、G10）の認証更新申請の評価を行う予定である。

なお、既認証の制度のフォローアップは、原則として随時実施し、認証基準、申請内容、確認事項等に則り必要な措置を行う。

4) 生涯学習制度の設立、運営等に関する支援、助言

最近、職域団体の中で、分野ごと、職域ごと、あるいは地域単位で、それぞれ生涯学習の核となる研修・認定制度を、自主・自律的に企画する新しい動きが出て来ている。それらは、受講薬剤師のために、実務上有効、有益な生涯研修・認定制度を全国展開するという当機構の事業目標からみて好ましい傾向である。

それらの動きを含めて、その他生涯学習制度の認証申請を検討中の、薬系大学、職域団体およびその支部、特定（専門）領域学会等からの要望に応え、認証取得に必要な条件、基準等について解説・助言する。また「認証申請の指針」を、より合理的に分かりやすく改訂すること等により、公に開かれた、質の高い生涯学習制度の整備・育成を図る。そのために、必要なアドバイザー役を果たす職員の委嘱を考慮する。

5) 生涯学習制度の将来像及び在り方に関して必要な検討を行う。

薬剤師の養成に関しては、大学から生涯学習にわたる、Seamless な一貫した学習の確立を目指す動きが国際的にも定着しつつある。わが国で薬剤師生涯学習が組織的に取り上げられてから、既に 20 年を超えるが、それが真に社会に役立ち、必要な効果をもたら

すためには、体制の整備や制度の運営の上でまだ改善すべき多くの課題が残されている。

平成 22 年 12 月に日本薬学会から公表された「薬学の展望とロードマップ」の中の「生涯学習新パラダイムの構築」³⁾を参考に、関係各団体および認証生涯研修実施機関協議会の協力を得つつ、最終的には、生涯学習履歴の証明を指標とした実質的免許更新制を目指した検討を行う。まず職域・地域を限定してでも実施できるような体制作りを検討する。⁴⁾

(社)専門医制評価・認定機構、及び(社)看護協会との連携のもと、広く医療職における卒後研修や生涯学習の認定に対する、社会的信頼性を高める方策について検討を行う。

—以上—

参考資料：

- 1) 薬剤師認定制度認証機構 公益認定取得のあゆみ
- 2) 認証生涯研修実施機関一覧
- 3) 日本薬学会「薬学の展望とロードマップ」第 50 項「生涯学習新パラダイムの構築」
- 4) 薬剤師生涯学習の目標「生涯学習社会」の実現 — その形と行動 (HP コラム 2011. 2)